

平成 22 年 5 月 20 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2008～2010
 課題番号：19530720
 研究課題名（和文）選択制度を触媒とする公立学校統治（ガバナンス）の再構築に関する研究
 研究課題名（英文）An Analysis of Restructuring Public School Governance by using School Choice
 研究代表者
 長嶺 宏作（NAGAMINE KOSAKU）
 日本大学・国際関係学部・助教
 研究者番号：30421150

研究成果の概要（和文）：

学校選択制度についての政策の実施状況を調査対象とする研究が可能となった現在の段階において必要なものは、学校選択制度がどのように教育本来の能動的な可能性と公立学校のもつ効果的な力を発揮させる触媒として機能し得るのかということの解明である。本研究では、アメリカの1970年代に社会科学研究方法の教育理論への適用の限界を厳しく批判して、教育学独自の理論を構築し、今日までに影響を与えた「効果ある学校」の理論を手掛かりに、制度改革と教育実践の改革を結びつけた包括的な教育制度・教育行政研究の理論的な視座の重要性を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

School Choice Theory became possible to analysis policy implementations as practical matter now. Thus, School Choice Theory needs to be clear how School Choice effects as devises that function to change public schools that provide positive educational results. At that sense, our project is grounded on "Effective Schools" Theory that criticizes simple use of Social Science findings to apply education practices. And "Effective Schools" Theory construct the theory from education practice itself in 1970 at United States. From that point, our studies show the importance of theoretical perspective based on comprehensive education system and administration's research that connect education practice and systemic changes.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2008年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：教育行政・学校選択論・公立学校・教育ガバナンス・教育委員会・教職の専門性・効果ある学校・市場原理

1. 研究開始当初の背景

学校選択の理念は市場メカニズムの教育制度への意識的な適用に由来するものであるが、そこには市場メカニズムを単純に信奉し、これを教育改革の「特効薬」と考えるか、選択の理念を教育における関係者の役割、力関係を均衡させるものと捉え、学校選択を教育改革のメカニズムを生み出す「触媒」として位置づけるかという大きな理論的争点が存在する。こうした理論的争点の存在を解明し、学校選択理念の意義に関する類型化と類型間の対比的な検討という方法を確立したことは黒崎勲（前研究代表者）が早くからアメリカあるいはイギリスの公立学校改革の動向を対象とする研究を行ってきた成果である（黒崎勲『教育の政治経済学』東京都立大学出版会、2000年および基盤研究（C）H10～12年度、「学校選択制度による公立学校改革についての日本・米国・英国における比較研究」）。

さらにこうした研究成果に立って、学校選択による公立学校改革の試みが単純な市場メカニズムによって理解できるものではない複雑な営為の総合作用であり、アメリカおよびイギリスにおける公立学校改革の成功事例が、教育行政機関の指導性の下で選択（市場力）と参加（非市場力）の相互関係を生み出すものであることを解明した（基盤研究（C）H13～15年度、「公立学校改革における市場力（選択）と非市場力（参加）の相互作用の研究」）。学校選択を教育改革の鍵となる理念として公立学校制度の再構築を目指す取り組みは、この数年間に大きな広がりを見せてきた。文部科学省の調査は2004年11月1日現在でなんらかの学校選択制度を導入している全国の自治体は小学校で227、中学校で161にのぼっているとしている。もはや学校選択制度は政策提言の妥当性を問う段階から政策の実施状況を評価する段階にまですすんできている。

しかしながら、学校選択制度に関する多くの学術研究は、依然として市場メカニズムの教育制度への適用の是非という観点からイデオロギー的に論議するという性格を帯びたものに止まっている（佐貫浩『教育基本法「改正」に抗して』花伝社、2006年、藤田英典『教育改革』岩波書房、1997年、同『義務教育を問い直す』ちくま書房、2006年）。これらの研究はいずれも学校選択制度が教育の公共性を損なうことを批判するものだが、それは自由主義を謡歌し学校選択制度を改革の特効薬とする政策発想と教育委員会の

指導性を不可避とする改革の触媒であるとする政策発想を一括し、あるいは混同するものである。

イデオロギー的な側面を強調する研究とは別に、学校選択制度について、政策の実施状況についての調査分析がすすみつつある。しかし、そうした研究にもなお大きな問題点が存在している。これらの研究のほとんどが、教育を目的意識的な営みとして対象化するのではなく、単なる社会現象として学校選択制度の帰結を観察するという立場から学校選択制度について学校を序列化、格差化するものであると主張し、単純に生徒数の増減をもってその主張を根拠づけようとする試みに終わっているからである（嶺井王也他『選ばれる学校・選ばれない学校』八月書館、2005年）。

今までの研究代表者の研究によれば、学校選択制度を鍵として公立学校教育の質の改善に取り組んでいる内外の事例を分析するならば、学校選択制度の成功事例は例外なく市場原理というメカニズムの自動的な結果として公立学校教育の質の改善という目標を達成しているのではなく、選択制度の働きを公立学校の抱える問題を発見し、この問題解決に関係者の力を結集する触媒としてこれを活用しようとする教育委員会、地方教育行政関係機関の指導性によるものであることが明らかになりつつある（基盤研究 H16～18年度、「学校選択制度による公立学校教育の質の向上メカニズムに関する研究」）。

こうした研究の成果に基づくならば、市場原理の弊害を観察するといった研究態度からではなく、公立学校の教育統治（ガバナンス）の新しい形態を構築するダイナミズムを有するものとして選択制度を研究の対象とする方法論的な姿勢こそが求められていると考えられるのである。学校選択制度について政策の実施状況を調査対象とする研究が可能となった現在の段階において必要なものは、学校選択の結果を単に観察して弊害を論じるというような態度ではなく、どのような改革意図をもって制度設計された学校選択制度がどのように機能したかを解明することであり、そのことを通して選択制度がどのように教育本来の能動的な可能性と公立学校のもつ効果的な力を発揮させる触媒として機能し得るのかということを経験的、戦略的に解明しようとする研究態度である。

本研究は、質の高い公立学校を生み出すための関係者の意欲、努力、協力を導き出す触媒として働く学校選択制度の機能を基礎として再構築される公立学校統治の新しい形

態の内実を具体的な制度原理の形で解明しようと試みるものである。

2. 研究の目的

学校選択制度の意義は官僚化された公立学校制度の改革という課題意識から導き出されたものである。そしてこの点において、エドモンズによって提唱されて以来、都市公立学校改革の最有力理論となってきた「効果的な学校」の理論の問題意識を共有するものである(Edmonds, R, "Effective Schools for the Urban Poor," *Educational Leadership* 37, 1979)。あらためて、「効果的な学校」の理論の系譜に属する研究成果に注目しながら、学校選択制度についての政策評価に関する研究が提示する実証データについて網羅的、総合的に批判的な再検討を加えることによって学校選択制度の可能性というものがどのような含意をもつものであるかを解明する。

次に、熟慮された学校選択制度においても学校選択のメカニズムがともすれば派生させることになりがちな弊害を適切に防止するセーフガードはどのようなものであるか、学校選択制度が「選ばれる学校」と「選ばれない学校」という格差あるいは序列的な差異を公立学校間にもちこむのではなく、当該自治体の公立学校全体のネットワークの質を高め、全体としての底上げをはかることとなるようなメカニズムとはどのようにして生み出されるのか、などといった課題について具体的に解明する。これは言い換えれば、公立学校統治の再構築を実現する触媒としての選択制度の理論的有効性の検証である。最終的には教育委員会による学校選択制度の制度設計に関する理論的な提案および政策形成のための制度原理についてのデータベースの構築を研究期限内の達成目標としたい。

3. 研究の方法

選択制度による公立学校改革の成功事例がわれわれに示しているところは、市場メカニズムによって自動的に学校改革が達成されるのではなく、公立学校の設置者としての教育委員会が公立学校を統治する手法として学校選択制度を自覚的、意識的に活用する場合に初めて学校選択制度は公立学校改革のメカニズムを生み出すものとするところに本研究の特色と独創性がある。

さらに、教育問題を社会現象として捉え、公立学校の失敗の原因を説明することに止まりがちな教育の社会科学的研究に対抗して、現に効果を挙げている学校の備える特徴を解明し、そのような学校を出発させるため

の意識的な努力の意義を突き止めようとした「効果的な学校」の理論と呼ばれる一群の研究と関係づけて学校選択制度を研究するところにも本研究の際立った特色があり、主として市場原理の適用の弊害を説く他の学校選択制度研究に対して強い独創性をもつ。学校選択制度についてはアメリカ、イギリスなどにおいて公立学校改革の有力な手法としてすでに先行事例が蓄積されている。研究代表者および研究分担者はイギリス、アメリカにおいてこうした先行事例の研究に携わる研究者と研究協力関係を築き上げてきた。アメリカにおいてもイギリスにおいても、現在学校選択制度を機能させてきた公立学校の統治のあり方の見直しが進みつつあり、その最新の動向を踏まえながら研究をすすめる体制を有しているということも本研究の優れた特色であると考えている。

本研究の意義は学校選択制度が教育委員会(地方教育行政機関)による指導性のもとで適切なフレームを構築するなかで実行されるときに初めて公立学校を活性化させるための有効な「触媒」となるとの研究代表者のこれまでの研究成果を踏まえ、さらにすすんで、教育委員会によって構築されるべき学校選択制度の制度原理(基本理念とその強調点・弊害を防御する諸条件など)を具体的に究明し、都道府県および市町村の状況に応じて学校選択による公立学校改革の道筋を制度設計するための基礎となる研究を行うところにある。また、学校選択制度が新たな公立学校統治の形態を生み出す触媒となる可能性とそのメカニズムを解明するためには、教育の営みが社会関係に規定されるだけではなく、逆に社会関係の改革を促す能動性をもっとする研究方法もまた本研究の特色である。上述した学校選択制度に関する従来の多くの社会科学的アプローチに共通する問題点が教育を社会関係に規定される減少としてのみ把握するという方法的立場に終始しているところにあるのに対して、教育の自律性、能動性に注目するという意味で本研究のこうした方法を教育学的アプローチと意義づけたいと考えている。

4. 研究成果

本研究では、学校選択制度について市場原理の弊害を観察するといった研究態度からではなく、公立学校の教育統治(ガバナンス)の新しい形態を構築するダイナミズムを有するものとして研究の対象としてきた。これまで黒崎勲が、以上の点を明らかにしてきたが、それでも学校選択制度に対する批判はイデオロギー的な批判が多くある。そこで、こうした批判が抛り所にする戦後教育学理論がいかなるものであったのかを解明し、その

批判への応答を行った（黒崎勲「内的外的事項区分論と専門職主義の偏見—『教育学としての教育行政研究』批判についての批判的考察」『日本教育行政学会年報』34号、2008年、139-154ページ）。

また、本研究の理論的な手掛かりであった、1970年代に社会科学研究方法の教育理論への適用の限界を厳しく批判して、教育学独自の理論を構築し、今日までに影響を与えた「効果ある学校」の理論の視点に立ち、質の高い公立学校を生み出すための関係者の意欲、努力、協力を導き出す触媒として働く学校選択制度の機能を基礎として再構築される公立学校統治の新しい形態の内実を具体的な制度原理として、事例研究を行った。

黒崎勲『教育学としての教育行政=制度研究』（同時代社、2009年）の第2部では、足立区の藤原和博校長が行った和田中学での改革を事例や品川区の学校選択制度の実施状況から、学校選択制度がどのように教育本来の能動的な可能性と公立学校のもつ効果的な力を発揮させる触媒として機能し得るのかということを経験的、戦略的に解明を行った。

また長嶺宏作は、アメリカにおけるチャータースクール政策の事例研究（「アメリカにおけるチャータースクールの再考」日本教育行政学会、2009年10月17日、広島大学）においては、どのような制度条件がチャータースクールを適切に機能させるのか、各州のチャータースクール法の制度分析を行った。

しかし、どのような学校選択が触媒として学校の改革をもたらしているかについては本研究においても、学校選択の支持者と批判者においてもブラックボックスまでに到達する具体的な知見が得られるというレベルまでに到達することはできなかった。

しかしまた、ブラックボックスに到達することはアポリアであるために、他の多くの研究では制度と実践が別々に議論されている。そのことによってかえって、制度改革と教育実践の改革を結びつけた包括的な議論を難しくさせ、制度と実践の分離をもたらされているのではないか、という見解を得た。

そこで長嶺宏作は「効果ある学校」の理論から派生した教育改革の検討を行った。その結果、90年代以降のアメリカで州が中心となってカリキュラムを設定し、何らかの教育改善を促す行政システムを作り、そして、結果を評価するという「スタンダードに基づく改革（Standards-based Reform）」は、元々は「効果ある学校」の理論から出発したものであったことを発見した。

もちろん「スタンダードに基づく改革」も教育改善をもたらさなく、連邦政府と州政府から官僚的な統制を増加させているなどの批判がある。そのため「スタンダードに基づ

く改革」の評価は、慎重な調査を行う必要がある。しかしながら、政策の本来の目的として、質の高い公立学校を生み出すための関係者の意欲、努力、協力を導き出す制度実践を、制度論だけではない包括的なアプローチの重要性を明確にすることができた。

本研究では、教育実践が変革し、公立学校の改革を導き出せる教育研究の理論的な視座を明らかにし、諸外国の事例から新しい制度改革の動向について分析をおこない成果を示すことができた。なお、依然として解明すべき課題は多くあり、今後の研究で明らかにしたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

①黒崎勲「内的外的事項区分論と専門職主義の偏見—『教育学としての教育行政研究』批判についての批判的考察」『日本教育行政学会年報』34号、2008年、139-154ページ。（査読有）

②黒崎勲「私の提言 学校ごとの改革についての研究を」『日本の教育』372号、2008年、5ページ。（査読無）

③黒崎勲「画一的な教育が義務教育を崩壊させる」『今、義務教育が危ない』（日本の教育を考える10人委員会編）2007年、139-154ページ。（査読無）

〔学会発表〕（計2件）

①長嶺宏作「アメリカにおけるチャータースクールの再考」日本教育行政学会、2009年10月17日、広島大学。

②長嶺宏作「アメリカ連邦政府の権限に関する一考察—初等中等教育法における権限の範囲」日本教育行政学会、2008年10月18日、東京大学。

〔図書〕（計3件）

①黒崎勲『教育学としての教育行政=制度研究』同時代社、2009年。

②黒崎勲「解題 マイケル・アップルの教育批判と批判的教育学」『右派の/正しい教育（マイケル・アップル著 大田直子編）』世織書房、2008年。

③黒崎勲『戦後教育学批判の批判的考察（中間報告）』同時代社、2007年。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

長嶺 宏作 (NAGAMINE KOSAKU)

日本大学・国際関係学部・助教

研究者番号：30421150

(H20→H21：逝去に伴う変更)

黒崎 勲 (KUROSAKI ISAO)
日本大学・文理学部・教授
研究者番号：70012573
(H19→H20：H20に逝去)

(2) 研究分担者

大田 直子 (OTA NAOKO)
首都大学東京・都市教養学部・教授
研究者番号：40211792
(H19：他の研究活動と業務多忙のため辞退)

清田 夏代 (SEIDA NATUYO)
南山大学・人文学部・准教授
研究者番号：70444940
(H19：所属変更に伴い、研究分担が困難になるため辞退)

長嶺 宏作 (NAGAMINE KOSAKU)
日本大学・国際関係学部・助教
研究者番号：30421150
(H19→H20)